

| | | | | | | |
|-----------------|-------------|---|-----------|--------|---|-----------|
| 名 称 | | 福田池下地区計画 (令和2年3月27日みよし市告示第32号) | | | | |
| 位 置 | | みよし市福田町池下及び明知町割目池の各一部 | | | | |
| 面 積 | | 約9.7ha (地区整備計画区域 約8.4ha) | | | | |
| 地区計画の目標 | | 本地区計画の区域は、既存の工業団地に隣接し、幹線道路の沿道であることから、工業の利便の促進及び周辺の環境に配慮した土地利用を図ることを目標とする。 | | | | |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | 土地利用の方針 | 周辺の環境へ配慮するとともに適切な土地利用を図るため、建築物等の規制・誘導を図る。 | | | | |
| | 地区施設の整備の方針 | 周辺の環境へ配慮するため、緩衝帯としての緑地及び調整池を配置する。また、適切な土地利用を図るため、地区内に道路を配置する。 | | | | |
| | 建築物等の整備の方針 | 工業の利便の促進及び周辺の環境に配慮するため、建築物の用途の制限及び壁面の位置の制限を行う。 | | | | |
| 地区整備計画 | 地区施設の配置及び規模 | 道 路 | 名称 | 幅員 | 延長 | 配置 |
| | | | 道路1号 | 9m | 約670m | 計画図表示のとおり |
| | | 緑 地 | 名称 | 面積 | 配置 | |
| | | | 緑地1号 | 約0.6ha | 計画図表示のとおり (ただし、車両の乗り入れ等 計画上やむを得ない部分を 除くことができる) | |
| | | 緑地2号 | 約0.8ha | | | |
| | | 公 共 施 設 | 名称 | 面積 | 配置 | |
| 調整池1号 | 約0.6ha | | 計画図表示のとおり | | | |

| | | | |
|--------|-------------|---|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物等の用途の制限 | <p>建築物の用途については、次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. カラオケボックスその他これに類するもの 2. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 3. 公衆浴場 4. 畜舎（床面積の合計が 15 m²を超えるものに限る。） |
| | | 壁面の位置の制限 | <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は 10m 以上としなければならない。ただし、守衛所、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、3.0m 以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が 15 m²以内であるものを除く。</p> |
| | | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | <p>建築物及び広告物の色彩及び形態は、周辺の景観と調和したものとする。</p> |
| | 土地の利用に関する事項 | <p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2. 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3. 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4. 仮植した木竹の伐採 5. 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 6. 敷地への出入口、案内板等、施設の土地利用上、必要最小限のやむを得ない木竹の伐採 | |

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」